

2011年1月31日
弁護士 國安 耕太テーマ：著作権侵害行為の主体（まねきTV事件、ロクラクII事件）

最高裁は、本年1月18日（まねきTV事件）及び20日（ロクラクII事件）に相次いで著作権侵害の行為の主体に関する重要な判決を出しました。両事件とも、放送事業者（「X」）が、インターネットを利用して遠隔地においてテレビ放送を視聴することができるようにするサービスを提供している事業者（「Y」）に対し、著作権侵害に基づく差止め、損害賠償の支払等を求めていた事案ですが、いずれも知財高裁では著作権侵害を認めず、Xの請求が棄却されていました。

ところが、最高裁は以下のとおり判示し、両事件とも実質的にXの逆転勝訴となりました。

- (1) まねきTV事件：「公衆の用に供されている電気通信回線への接続により入力情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置が、当該電気通信回線に接続し、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体である」（H23.1.18 判決 最高裁 HP）
- (2) ロクラクII事件：「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体である」（H23.1.20 判決 最高裁 HP）

<まねきTV事件>

(事実関係)

- ① Yは、「まねきTV」という名称で、Yと契約を締結した者（「利用者」）がインターネット回線を通じてテレビ放送を視聴できるサービス（「本件サービス1」）を有料で提供している。
- ② 本件サービス1は、ソニー製の商品名（「ロケーションフリー」）が用いられ、ロケーションフリーは、地上波アナログ放送のテレビチューナーを内蔵し、受信する放送を利用者からの求めに応じデジタルデータ化し、このデータを自動的に送信する機能を有する機器（「ベースステーション」）を中核とする。
- ③ 利用者は、ベースステーションと手元の専用モニター等の端末機器をインターネットを介して1対1で対応させることにより、ベースステーションにおいてデジタルデータ化されて手元の端末機器に送信される放送を、当該端末機器により視聴することができる。
本件サービス1において用いられるベースステーションは、あらかじめ設定された単一のアドレス宛に送信する機能しかなく、1台のベースステーションについてみれば、「1対1」の送受信を行うものであって、「1対多」の送受信を行う機能を有しない。
- ④ Yは、本件サービス1を行うに当たり、利用者から入会金3万1500円、月額使用料5040円の支払と利用者の所有するロケーションフリーの寄託を受け、ベースステーションをY事業所内に設置し、分配機等を介してテレビアンテナに接続するとともに、ベースステーションのインターネットへの接続を行っている。
- ⑤ ベースステーションは各利用者の所有に係る機器であり、各ベースステーションからの送信は、これを所有する利用者の発する指令により開始され、当該利用者の選択する放送について行われるものに限定されており、Yはこれに関与しない。また、本件サービス1において、Yは、ベースステーションとは別個にサーバを設置しておらず、利用者によるベースステーションへのアクセスに本件サービス1独自の認証手順を要求する等して、利用者による視聴を管理することもしない。

(判断)

原審(知財高裁 H20.12.15 判決)は、「送信可能化は、自動公衆送信装置の使用を前提とするところ(著作権法2条1項9号の5)、ここにいう自動公衆送信装置とは、公衆(不特定又は多数の者)によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置でなければならない。各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器宛てに送信するという1対1の送信を行う機能を有するにすぎず、自動公衆送信装置とはいえないのであるから、ベースステーションに本件放送を入力するなどして利用者が本件放送を視聴し得る状態に置くことは、本件放送の送信可能化には当たらず、送信可能化権の侵害は成立しない。」とし、X側の主張を排斥した(なお、送信可能化とは、公衆送信の準備行為を指し、例えばインターネット上のサーバに著作物をアップロードする行為がこれにあたる。)

これに対し、最高裁は、「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体である」と判示し、「Yは、ベースステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受信された本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理している」として、ベースステーションに本件放送の入力をしているのはYであり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体はYであるとした。

また、「自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり(同項9号の4)、公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいう(同項7号の2)ところ、著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信(後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの)が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たる」と判示し、「送信の主体であるYからみて、本件サービス1の利用者は不特定の者として公衆に当たるから、ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たる。そうすると、インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たる」として原判決を破棄し、原審に差戻した。

<ロクラクⅡ事件>

(事実関係)

- ① Yは、「ロクラクⅡ」という名称のインターネット通信機能を有するハードディスクレコーダーを用いて、Yと契約を締結した者(「利用者」)が遠隔地においてテレビ放送を視聴することができるようにするサービス(「本件サービス2」)を有料で提供している。
- ② ロクラクⅡは、2台の機器の一方を親機とし、他方を子機として用いることができ、親機ロクラクは、地上波アナログ放送のテレビチューナーを内蔵し、受信した放送番組等をデジタルデータ化して録画する機能や録画に係るデータをインターネットを介して送信する機能を有し、子機ロクラクは、インターネットを介して、親機ロクラクにおける録画を指示し、その後親機ロクラクから録画に係るデータの送信を受け、これを再生する機能を有する。
- ③ 利用者は、親機ロクラクと子機ロクラクをインターネットを介して1対1で対応させることにより、

親機ロクラクにおいて録画された放送番組等を親機ロクラクとは別の場所に設置した子機ロクラクにおいて視聴することができる。

- ④ Yは、本件サービス2を行うにあたり、初期登録料を3150円とし、レンタル料金を月額6825円ないし8925円として、親機ロクラク及び子機ロクラクを併せて貸与、または子機ロクラクを販売し、親機ロクラクのみを貸与している。
- ⑤ 利用者は、子機ロクラクを操作して、親機ロクラクの設置されている地域で放送されている放送番組等の録画の指示をすることにより、当該放送番組等を視聴することができ、Yがこれに関与することはない。

(判断)

原審(知財高裁 H21.1.27 判決)は、「本件サービスにおける録画行為の実施主体は、利用者自身が親機ロクラクを自己管理する場合と何ら異ならず、Yが提供する本件サービス2は、利用者の自由な意思に基づいて行われる適法な複製行為の実施を容易ならしめるための環境、条件等を提供しているにすぎないものというべき」とし、X側の主張を排斥した。

これに対し、最高裁は、「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体である」と判示し、その理由を「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである」として原判決を破棄し、当該複製機器の管理状況等について更に審理を尽くさせるため原審に差戻した。

(解説)

利用者が、まねきTV事件において用いられたロケーションフリーを自ら使用した場合、自分という特定人に対してのみ送信することになり、公衆に対する送信に該当しません。そのため、かかる行為は、著作物等の適法な利用行為に該当します。また、各利用者が、ロクラクII事件において用いられた装置を自ら使用した場合も、テレビ放送を録画(複製)する行為は、私的使用のための複製に該当し、著作物等の適法な利用行為に該当します。他方、Yが著作権者であるXに無断で、テレビ放送を録画・配信する行為は、著作権侵害行為に該当します。

両事件におけるポイントは、各利用者が私的に行った場合に適法となる行為について、事業者であるYが行っているとして著作権侵害となるかどうか、すなわち、著作権侵害行為の主体をYとみることができるかという点にあります。

この点について、我が国においては、物理的に直接的な侵害行為をした者ではなくても、「管理・支配性」及び「利益帰属性」が認められる者は、規範的にみて著作権侵害主体にあたり、著作権侵害の不法行為責任を免れないとの判例法理(いわゆる「カラオケ法理」)が確立しています(最判昭和63年3月15日クラブキャッツアイ事件)。事業者が、直接的な侵害行為を行っていないとしても、他人の適法な行為を利用して著作権侵害を行っている場合には、著作権侵害主体として著作権侵害の不法行為責任を負うべきという結論は、一般論としては異論の少ないところであると思います。

しかしながら、現実の事案においては、どの程度管理・支配していれば著作権侵害主体といえるのか

必ずしも明らかではありません。

この点について、[1]不特定多数の利用者に対し、テレビ放送の録画・配信サービスを提供しているというサービスの実質に着目すれば、管理・支配性を肯定する方向に働きますし、[2]本来適法な各利用者が行う個人的な放送の視聴行為のための環境整備を行っているにすぎないと考えれば、管理・支配性を否定する方向に働きます。

最高裁は、ロクラクⅡ事件において [2]の考えを採用した知財高裁の判断を否定し、まねきTV事件においてもYが著作権の侵害主体であると認定していますので、[1]を重視したものと考えられます。

なお、事実認定としては、まねきTV事件及びロクラクⅡ事件のいずれも事業者の管理・支配の程度が低いとの認定も考えられたところではあります。例えば、両事件に先立つ、録画ネット事件(知財高裁 H17.11.15 決定)においては、①機器類及びソフトウェアは業者が調達した業者の所有物であって、業者が、システムが常時作動するように監視し、これを一体として管理している、②録画可能な放送は業者が設定した範囲内の放送に限定されている、③認証サーバによる管理がされている等、事業者の管理・支配の程度が強い事案でしたが、これに比して、まねきTV事件及びロクラクⅡ事件における事業者の管理・支配の程度が低いのは明らかでしょう。

実際、ロクラクⅡ事件において知財高裁は、利用者が複製を容易にするための環境等を提供しているにすぎないとして事業者であるYの管理・支配性を否定していましたし、まねきTV事件においても、第1審の東京地裁は、ベースステーションをYの事業所に設置保管して、Yが、ブースター及び分配機を経由してアンテナ端子からベースステーションに放送波が流入するようにし、かつ利用者がプロバイダーと契約しなくてもベースステーションからインターネット回線への接続が行われるようにしていた点以外は、利用者が自ら使用するのと異ならないとして著作権侵害主体を否定していました(なお、まねきTV事件知財高裁判決は、著作権侵害の行為主体を論じていません)。

しかしながら、最高裁は、事業者が、複製ないし自動公衆送信機器に情報(放送)を入力していることをもって、著作権侵害主体にあたると判断しました。このことから最高裁は、事業者が各利用者の複製行為等を管理・支配している必要はなく、その管理・支配下において、複製等の実現における重要な行為を行っていれば、管理・支配性が認められると判断したと考えられます。

両事件の最高裁判決によって、事業者がその管理・支配下に利用者の複製等が可能な機器を設置・管理している場合には、原則として著作物の私的利用にはあらず、著作権侵害が成立することが明確になりました。

以上